

資料2

金沢競馬のあり方に関する
「中間的なとりまとめ」
(素案)

作業部会案

平成18年3月
金沢競馬検討委員会

目 次

1	我が国の競馬制度の概況	
(1)	競馬制度の仕組み	1
(2)	競馬開催状況	1
(3)	競馬制度の見直し	2
2	金沢競馬の概況	
(1)	金沢競馬の沿革	4
(2)	金沢競馬の概要	4
(3)	金沢競馬の開催状況	5
(4)	金沢競馬が果たしてきた役割	5
①	地方財政への貢献	
②	畜産振興への寄与	
③	健全娯楽の提供	
④	地域経済への貢献	
3	金沢競馬の現状と課題	
(1)	金沢競馬の入場者数・発売額の推移	6
(2)	金沢競馬の経営状況の推移	7
(3)	金沢競馬が抱える問題点	7
4	これまでの取り組み	
(1)	経営改善のための取り組み	8
(2)	競馬制度の改善に向けた取り組み	9
5	経営改善に向けた今後の取り組み	
(1)	基本的考え方	10
(2)	新たな振興策	12
(3)	更なる経営改善策	13
6	金沢競馬の今後のあり方	
(1)	競馬関係者の意見	15
(2)	今後のあり方（論点）	16
【別表】		
新たな振興策・経営改善策に関する意見等の対応		17
(参考)		
金沢競馬検討委員会における検討経過		

1 我が国の競馬制度の概況

(1) 競馬制度の仕組み

我が国の競馬は、競馬法（昭和23年法律第158号）に基づき、日本中央競馬会が施行する中央競馬と地方公共団体の施行による地方競馬との二重構造となっている。

日本中央競馬会は、競馬の開催のほか、馬主・馬の登録及び調教師・騎手の免許、競走馬の育成、騎手の養成及びその他競馬の健全な発展を図るための必要な業務を実施しており、売上げの75%を払戻金とし、10%を国庫に納付（日本中央競馬会法第27条第1項）するとともに、残り15%の開催経費のうち剰余金が生じた場合には、その2分の1をさらに国庫に納付（同条第2項）している。

地方競馬を施行することができるのは、都道府県のほか、著しく災害を受けた市町村又は地方競馬場が所在する市町村であって、総務大臣が指定した市町村に限定されており、都道府県又は指定市町村は、売上げの75%を払戻金とし、地方競馬全国協会（競馬法第23条）及び公営企業金融公庫（地方財政法第32条の2）に一定額を納付するとともに、その残りから開催経費を除いて剰余金が生じた場合には、構成団体である地方公共団体の一般会計へ繰出している。

(2) 競馬開催状況

中央競馬は、現在、全国10か所の競馬場と全国35か所の場外発売所を設置している。

地方競馬を施行している者は、全国で56団体となっているが、うち52団体が一部事務組合を設立して競馬を開催しており、地方競馬の主催者としては16団体、また、地方競馬が開催される競馬場は22場となっている（平成18年1月1日現在）。

勝馬投票券の売上状況をみてみると、中央競馬においては、平成9年度までは伸び続け、その後、減少傾向に至っている。

一方、地方競馬全体における勝馬投票券の売上状況については、平成3年度の9,862億円をピークとして、その後は著しく減

少しており、平成16年度は3,862億円で、ピーク時の39.2%まで落ち込んでいる。

この減少傾向は、中央競馬や地方競馬だけに限らず、他の公営競技である競艇、競輪、オートレースなどでも同様の傾向となっている。

こうした状況の中、平成13年度から平成16年度にかけて、大分県の中津競馬をはじめとし、6つ（8主催者）の地方競馬が廃止されている。

(3) 競馬制度の見直し

国（農林水産省）では、地方競馬をめぐる厳しい状況を鑑み、平成13年度に「地方競馬のあり方に係る研究会」を設置し、今後の地方競馬の対応方向等について、中間報告書をとりまとめた。

さらに、この中間報告を受けて、平成14年度から、中央競馬も含めた競馬を巡る諸問題を解明するとともに、今後の我が国の競馬のあり方及び経営改善方策を検討することを目的に、農林水産大臣の私的諮問機関として、「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」が設置され、平成16年2月までの9回にわたる会合を経て報告書がとりまとめられ、同年3月に農林水産大臣に提出された。

国では、この報告も踏まえて、13年ぶりの「競馬法の一部を改正する法律案」を同年3月に国会に提出し、国会の議決を経て、平成16年6月9日に改正法が公布され、平成17年1月1日から施行されることとなった。

今回の法律改正については、競馬制度の確立や地方競馬の経営健全化に結びつくような抜本的な見直しは行われていないものの、制度的には、「競馬の実施に係る規制緩和等＜事務委託の緩和等＞」、「地方競馬における事業収支改善の促進＜地方競馬全国協会への1号交付金の交付の特例等＞」などが講じられることとなった。

さらに、国では、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」により、特殊法人等の改革が進められることとなり、平成13年6月に「特殊法人等改革基本法」が制定され、同年

12月に「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定、同法に基づき設置された「特殊法人等改革推進本部」のもと、農林水産省の所管である「日本中央競馬会」及び「地方競馬全国協会」の事業や組織形態など全般についての見直しも行われることになった。

特に、「地方競馬全国協会」の組織等の見直しにあたっては、各地方競馬主催者が抱える問題（主催者ごとに馬や厩舎を抱える高コスト体質、投資の限界や商圏の限定、開催日程の重複による供給過剰、限られた馬によるレースの魅力低下）を打破するための地方競馬改革と合わせて取り組むことが必要であるとの観点から、次のような方向で見直しを行うこととして、平成17年12月24日に閣議決定がなされた。

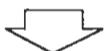
【H17.11.25開催の参与会議】

<地方競馬改革の方向>

- (1) 更なる主催者間連携の推進（加速する枠組みが必要）
 - ① JRAを上回る数の人馬資源の有効かつ効率的な利用
 - ② 効率的な日程調整等開催日数の見直しによる供給過剰の是正、主催者間の競合の回避
 - ③ 競馬の専門家による民間的手法の導入等による興行性の向上
- (2) 民間活力の導入（現行の枠組みを活用し推進）
刑法で禁止されている賭博の特例である以上、賭博の施行自体を民間が担うことは困難。一方で、面白い興行のため、民間活力を導入。

<地方競馬全国協会の改革についての基本方針>

- (1) 地方競馬主催者の意見も踏まえつつ、地方主催者の意思が反映される組織への変更
- (2) 地方競馬の改革に併せて、地方主催者の行う競馬事業の改善に資するような業務を新たに実施
- (3) 競馬の中立・公正及び効率的事業運営確保のための業務を引き続き実施



地方競馬の問題解決を支援し、地方競馬の再生に資する組織に移行

【H17.12.24の閣議決定（地全協改革部分の内容）】

＜事業＞

(1) 助成金交付事業

- ① 内部組織として外部有識者から構成される委員会を設け、当該委員会が助成事業の選定及び評価を実施する仕組みを導入する。
- ② 助成事業の評価結果を全面的に公表する仕組みを導入する。
- ③ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用し、助成金の不正な使用の防止等の仕組みを導入する。

(2) 地方競馬関係事業

地方競馬の開催日程・番組編成の調整、競走の実施の受託事務、共同利用施設の整備等の地方競馬の事業の改善に資する事業を新たに実施する。

(3) 交付金制度

交付金納付猶予制度の利用の円滑化のための措置を講ずる。

(4) その他

外部監査を導入する。

＜組織＞

地方共同法人とする。

2 金沢競馬の概況

(1) 金沢競馬の沿革

昭和23年競馬法の公布により地方競馬が公営競馬となり、石川県では、同年金沢競馬場（金沢市入江町）で県営競馬が開催され、昭和29年には金沢市営競馬が開催された。

その後、昭和47年に同地内の競馬場を廃止し、翌昭和48年に金沢市八田町で新金沢競馬場を開設、現在に至っている。

(2) 金沢競馬の概要

金沢競馬場は、石川県及び金沢市のそれぞれが主催者となり、石川県営競馬については、石川県競馬事業局が競馬事業の運営を行っている。

金沢市営競馬については、金沢市職員とともに、石川県競馬事業局の職員が市職員を併任する形で競馬事業の運営を行っている。

施設としては、馬場（本走路（1周1,200m、幅20m＜右回りダート＞）と練習用走路（1周1,080m、幅16m）、観客15,000人を収容できるスタンド棟（鉄筋コンクリート造3階建）、5,384台の車を収容できる駐車場（13カ所）があり、その他に管理棟（鉄筋コンクリート造5階建）ときゅう舎（46棟804馬房）が、同一敷地に併設されている。

開催に携わる関係者としては、石川県競馬事業局職員や金沢市職員のほかに、従事員214名、調教師42名、騎手27名、厩務員151名、馬主417名などがあげられる。（いずれも、平成17年4月1日現在の人数）

(3) 金沢競馬の開催状況

金沢競馬は、毎年度、4月から1月までの、日、月、火曜日（平成14～15年度は、土、日、月曜日）を基本に、2週間（4～5日間）を1開催単位として、平成17年度は、年間20開催（県営17開催、市営3開催）、延べ89日（県営77日、市営12日）実施されている。

このほか、岩手競馬など他の地方競馬との間で相互に馬券を発売（広域場間場外発売）している。

(4) 金沢競馬が果たしてきた役割

① 地方財政への貢献

地方競馬は、競馬法に基づき実施されているが、その目的は、競馬法第23条の9に規定されているように、競馬の収益を通して、畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧に努めることである。

金沢競馬では、これまで収益の大部分を石川県及び金沢市の一般会計へ繰り出し（新競馬場に移行した昭和48年度以降、石川県に526億円余、金沢市に93億円余）し、それぞれの財政を通して県・市民の福祉向上など、県政・市政の発展に大きく貢献してきた。

② 畜産振興への寄与

競馬法では、地方競馬の開催目的の一つとして、「畜産の振興」も規定（第23条の9）されており、金沢競馬においても、売上金の一部（競馬法に定められた金額）を地方競馬全国協会を通して、畜産業の発展と振興に大きく寄与している。

③ 健全娯楽の提供

金沢競馬は、入場者数が年々減少傾向とはなっているものの、平成16年度には、1日平均で約3,714人の入場者があるなど、現在でも多数の競馬ファンに親しまれており、県民に健全な娯楽を提供する役割を十分に担っている。

競馬は、馬のコンディション、過去の競走成績など、様々な情報を組み合わせて勝敗を予想するという知的な推理ゲームであり、予想が的中したときの爽快さから、現在も根強い人気に支えられている。

また、競走馬が互いに競い合いながら走る光景そのものは、見た者に迫力と感動を与えるとともに、人と馬とのふれ合いの機会を提供するということで、馬事文化の醸成に大きく貢献していると考えられる。

④ 地域経済への貢献

金沢競馬は、競馬を開催することによって、調教師、騎手、きゅう務員、競馬場で馬券の発売・払戻業務を担当する従事員など、多くの人々に就業の機会を提供するとともに、競馬開催に伴う各種事業の展開などにより、地域の雇用や経済に大きく貢献しているところである。

3 金沢競馬の現状と課題

(1) 金沢競馬の入場者数・発売額の推移

金沢競馬の入場者数及び発売額は、他の地方競馬と同様に年々減少傾向にあり、入場者数では、ピーク時である昭和50年度の約120万人と比較すれば、平成16年度では約38万人で、最大時の約31.7%まで減少している。

また、発売額においても、平成3年度の約447億円をピークに、平成16年度では約121億円に減少し、最大時の約27.1%となっている。

(2) 金沢競馬の経営状況の推移

金沢競馬は、平成16年度末で、県営分が平成11年度から6年連続、金沢市営分が平成10年度から7年連続、それぞれ単年度収支が純損失（赤字）となっており、損失分の補てんを盛況の頃に蓄えた基金を取り崩して行っている。

（参考）平成16年度末基金残高 石川県 約22億6千万円
金沢市 約 3億4千万円

(3) 金沢競馬が抱える問題点

地方競馬は、現在、危機的な経営状況下にあって、多くの主催者が収支の悪化に頭を悩ませているところであり、それぞれの主催者においては、外部委員を加えた検討委員会や対策委員会などを設置し、振興策や収支の健全化について検討を行うとともに、経営改善計画などを策定しつつ、様々な打開策を講じてはいるものの、なかなか有効な解決策とはなっていないのが現状である。

金沢競馬においても、ここ数年、赤字経営が続いていることから、平成17年5月に、外部有識者による検討委員会を設置し、新たな振興策や経営改善策について検討することとしたところである。

金沢競馬が経営不振に陥ったのは、他の地方競馬と同様に、次のような外的・内面的な問題点を抱えているためであると考える。

（外的的な問題点）

- ① レジャーの多様化（パチンコ、ゲーム等）により客離れが生じている。
- ② 日本の競馬が、中央競馬と地方競馬の二重構造になっている。
- ③ 地方競馬のファンが、減少化の傾向にあり、更に、高齢化しつつある。

- ④ 競馬が賭事として刑法の特例を設け実施していることや公正なレースを実施する必要があることから、様々な規制が設けられている。

(内面的な問題点)

- ① 売上減少に連動させた開催経費の圧縮には限界がある。
- ② 中央競馬との重複開催の回避により、売上が減少してしまう。
- ③ 売上低下によって、経費のかかる振興策や施設改修等ができない。
- ④ 地理的に、公共交通手段が少なく、利用者にとって不便さがある。

4 これまでの取り組み

(1) 経営改善の取り組み

金沢競馬においては、売得額の減少に伴う収支の悪化を受けて、新たな振興策や開催経費の見直しなど経営合理化に係る内部努力、あるいは、他の地方競馬場との相互協力による場間場外発売など、売得額の増加に向けた取組みを行ってきたことで一定の効果は認められるものの、収支改善に結びつく抜本策とはなっていないのが実状である。

金沢競馬において、これまでに実施してきた経営改善のための主な取り組みは、次のようなものである。

【経営内容の見直し】

<H13> 開催曜日の見直し（日・月・火 → 土・日・月）

<H15> 開催曜日の見直し（土・日・月 → 日・月・火）

<H16> 開催規模の見直し

[
開催回数：(県) 18回 → 15回、(市) 3回
開催日数：(県) 103日 → 86日、(市) 18日 → 15日]

<H17> 開催規模の見直し

[
開催回数：(県) 15回 → 17回、(市) 3回
開催日数：(県) 86日 → 77日、(市) 15日 → 12日
収益性の高い日及び祝日開催の確保]

【ファン獲得のための取り組み】

- <H12> 大型映像表示装置の設置
- <H13> 馬番連勝単式勝馬投票法の実施
- <H14> ケーブルテレビによる全レースの放映
冠レース（協賛企業・団体のレース）の実施
- <H15> 新賭式の導入（馬番号三連勝式、皆大馬番号二連勝複式）
自動販売機（70台）の導入
薄暮レースの実施
- <H16> メールマガジン「ハッピーくん通信」の開始
優駿5頭のファンクラブの結成
- <H17> インターネットサービスの導入（全レースの実況映像配信）
ネットバンクとの連携による入出金の迅速化

【主な経費の削減】

- <H12> 職員数等の削減（職員▲3人、従事員▲10人）
開催経費〃（手当、委託経費、補助金など）
- <H13> 職員数等の削減（職員▲6人、従事員▲44人）
開催経費〃（手当、委託経費など）
- <H14> 職員数等の削減（従事員▲35人）
開催経費〃（賞金、手当、委託経費、補助金など）
- <H15> 職員数等の削減（従事員▲75人）
開催経費〃（賞金、手当、委託経費、借上料など）
- <H16> 職員数等の削減（職員▲1人、従事員▲8人）
開催経費〃（賞金、手当、開催規模見直しによる
経費削減）
- <H17> 職員数等の削減（職員▲6人、従事員▲40人）
開催経費〃（経費全般にわたる見直し）

(2) 競馬制度の改善に向けた取り組み

地方競馬の経営が悪化した大きな要因としては、

- ① 景気の低迷やレジャーの多様化という面だけでなく、
 - ② 我が国の競馬制度が中央と地方の二重構造になっていること、
 - ③ 競馬が、昔の「一攫（獲）千金を夢見る賭け事」から「レジャー感覚の楽しみ」に変化してきたにもかかわらず、依然として厳しい規制がかかっていること、
- などの問題が存在することは、先の「金沢競馬の現状と課題」で

述べたとおりである。

このことは、金沢競馬だけに限ったことではなく、ほとんどの地方競馬が共通して直面している構造的な問題であり、地方競馬のあり方そのものについて、根本的に見直さなければならない時期にきているのではないかと思われる。

そこで、県においては、他の地方競馬主催者と連携して、地方競馬のあり方や競馬制度の見直し、国等への要望について検討することを目的として組織された「地方競馬に関する研究会」を通じて、中央・地方の二重構造の見直しをはじめとする我が国の競馬の将来構想の提示や地方競馬全国協会交付金制度の見直し等について、国等へ要望してきた。

平成16年には、そういった流れを踏まえて、13年ぶりに競馬法の一部改正が行われ、新たに、「規制緩和」、「主催者の事業収支の改善促進」、「財政支援措置等」が講じられることとなった。

しかし、地方競馬が経営危機を脱却する上では、未だ制度的に不十分であることから、県では、引き続き、平成17年度に改編された「地方競馬に関する研究会」を通して、地方競馬の経営改善のための「更なる支援制度の拡充」や「更なる規制緩和の拡大」などについて、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣をはじめ、日本中央競馬会など関係団体に対して要望活動を実施している。

5 経営改善に向けた今後の取り組み

(1) 基本的考え方

金沢競馬では、これまでに開催日数や開催回数の見直し、新たな振興策、経費削減策について、時代の流れや経営状況などを勘案しながら、様々な経営努力がなされてきた。

しかし、これまでのところ、その経営努力に見合うような効果が得られているとは言い難く、経営状況は依然として厳しい状況になっている。

平成16年6月に、地方競馬主催者の事業収支改善を目的として実施された競馬法の一部改正にしても、現在の地方競馬が直面

している状況を改善するには不十分な内容と言わざるを得なく、多くの地方競馬主催者は、深刻な経営状態に陥ったままの状況となっている。

こうした状況のもと、いくつかの地方競馬主催者においては、今後の経営状況如何により存廃の決断を迫られることになるのではないかと考えられ、地方競馬の主催者にとっては、大変厳しい状況になっている。

本検討委員会としては、これらの状況を踏まえ、競馬関係者からの意見等にも配慮しつつ、かつ、金沢競馬場の特殊事情といったものも十分考慮しながら、躊躇することなく、新たな振興策や更なる経営改善策について、明確な提言を行う必要があるものと考える。

本検討委員会では、新たな振興や経営改善に資すると考えられるものとして、委員をはじめ多くの競馬関係者から多種多様な意見を求めた。

意見の多くは、金沢競馬の振興や経営改善に結びつきそうなものばかりではあるが、これらすべてを直ちに実施することは、実質的に困難である。

そこで、提言に先立ち、これらの意見の具現性等について、次のような考え方で整理することとした。

① まずは、収支均衡が喫緊の課題ととらえ、一定の効果が期待でき、かつ、経費面や技術面において早期に取り組むことが可能と思われる、新たな振興策や経営改善策には、試行を含めて積極的に取り組むべきものと考える。

これらは、競馬事業を実施している限りにおいて、競馬関係者が一丸となって、日々、創意工夫しながら進めることが大切である。

② 施設・設備の改修や新設など、大規模な経費と費用対効果が問われる施策については、特に慎重さが求められる。

したがって、これらは、本検討委員会からの提言を踏まえ、その後、競馬主催者において金沢競馬の進むべき方向が明らかにされたうえで、優先順位や年次計画等に沿って取り組むべきものと考える。

なお、この「中間的なとりまとめ」で整理した「新たな振興策」や「更なる経営改善策」については、できる限り検討委員会の意向が反映されるよう競馬主催者に望みたい。

(2) 新たな振興策

金沢競馬の収益の改善を図るために、新たな振興策への取り組みといったことが不可欠である。

金沢競馬では、現在に至るまで、様々な振興策に取り組んできたが、今後も、それらの流れを継承しつつ、競馬を取り巻く環境に細かい目配りを行い、ファンのニーズにも耳を傾けながら、即効性があり、かつ、低コストで財政負担の軽い、様々な振興策を組み合わせて実施し、相乗的な効果が得られるように工夫することが大切である。

また、金沢競馬の根強いファンに対する競馬自体の魅力をより高めるため、レース内容の充実といったことなども振興策として検討すべきと考えられる。

さらに、従来の競馬ファンのみならず、家族連れ、女性、若者達が気軽に来場できるようなイベントの開催や、新たな競馬ファンを獲得するための特別行事の開催などを積極的に検討すべきである。

また、収益性の確保という面に重点を置くとすれば、なによりも、魅力ある競馬場づくりが大きなポイントになると思われることから、ある程度の経費負担を必要とする振興策の取り組みについても、積極的に検討すべきものと考える。

なお、一定以上の経費を要する振興策の取り組みにあたっては、現状の経営状況から判断して、以前のように単年度の収益の中から経費を捻出することはまず不可能に近いと言わざるを得ず、新たな振興策に資する投資的な経費と経常的な経費とは、收支上、切り離して対応すべきものと考える。

そこで、一つの方法としては、盛況時に蓄えた「基金」の一部を活用することも考えられる。

ただし、その場合、一定の枠の範囲内において優先度の高いも

のから順に取り組むということも必要と考える。

当検討委員会としては、このような観点に立ち、委員、競馬関係者等から寄せられた意見や提案のうちの「新たな振興策」に関するものについて、別表のとおり整理した。以下に、その方策をいくつか掲げる。

【速やかな対応が必要な方策（短期（試行））】

- ① ファンに分かり易い開催日の設定
開催曜日の固定化、開催日数の確保など
- ② 魅力あるレースの提供
力の均衡したレース、短距離レースなど
- ③ I T関連企業との連携促進
インターネット投票、ネットハッソク投票による馬券の発売など
- ⑤ 来場者の利便性の向上
入場券の回数券化など
- ⑥ 明るく快適な環境づくり
トイレ・壁・床の修繕、喫煙場所の限定など

【さらに検討を必要とする方策（中・長期）】

- ① 親しみのある空間の確保と利用
遊園地の改修、屋根付きスペースの確保など
- ② 来場者の利便性の向上
ATM（現金自動預け払い機）の設置など
- ③ 競馬ファンの拡大と馬券発売の促進
場外発売所（専用、共同、ミニ）の設置、中央競馬の馬券発売など
- ④ 大規模な施設の改修や整備
ナイター競馬の開催、エスカレータの設置など

（3）更なる経営改善策

地方競馬の第一の存在意義が「地方財政への寄与」であるということを再認識し、あらゆる手立てを講じて収入の確保を図るとともに、徹底した経費の見直しを行うなど、経営改善策に不退転の決意で取り組むことが重要である。

そこで、今後、実施する必要があると考えられる経営改善策としては、他の地方競馬主催者との相互発売における採算性を重視

した効率的な組み合わせの更なる検討、また、採算性に重点をおいた開催日数の検討など、収支が相償う形での競馬経営を目指すのが、まず最初に考えるべき方策である。

経費の削減にあたっては、今後も継続して、徹底した支出の見直しを行うこととし、競馬開催経費のうちの人物費や委託料等についてもできる限りの抑制を図り、効果的・効率的な事業運営に努めるべきである。

なお、競馬事業の会計方式については、官庁会計方式であるため、予算執行が弾力的に行われにくく、適切な設備投資の妨げとなっており、資産の計上や減価償却費の計上がなされていないことから財政状況や損益状況が不透明になりがちで、競馬関係者も含め、県民、市民に対して競馬事業を理解してもらう上で大きな障害になっていると考えられる。

そのことから、今後は、企業会計方式を活用し、弾力的な予算執行を行えるようにするとともに、ある程度の資本投入を行って収益増加を図るということも、一つの方策ではないかと考える。

当検討委員会としては、このような観点に立ち、委員、競馬関係者等から寄せられた意見や提案のうちの「経営改善策」に関するものについて、別表のとおり整理した。以下に、その方策をいくつか掲げる。

【速やかな対応が必要な方策（短期（試行）】

① 民間委託の促進

競馬法改正に伴う投票業務の民間委託など

② ファン送迎バスの運行経費の更なる見直し

運行便数、運行ルート（シャトル化の検討）など

③ 冠レースへの参加促進

料金の見直し、募集の強化など

【さらに検討を必要とする方策（中・長期）】

① 駐車場の有料化

② ファン送迎バスの廃止又は有料化

③ 場内の施設貸付けによる収入確保（馬場内重賞看板等）

④ 他主催者との相互協力の強化（ブロック化の促進）

6 金沢競馬の今後のあり方

(1) 競馬関係者の意見

金沢競馬検討委員会では、金沢競馬における新たな振興策や経営改善策など、今後のあり方全般についての検討を行うために、金沢競馬の開催に深い関わりを持つ関係団体から、金沢競馬の今後のあり方に関する意見を求めた。

その結果、競馬関係者からの「金沢競馬の今後のあり方」に関する意見の主なものは、次のとおりであった。

<石川県馬主協会>

- ・競馬関係者を守るためにも、また、競馬を楽しみにしているファンのためにも、今後とも会員の理解を得て協力するので、何とか収支均衡にして存続を願う。

<石川県調騎会（調教師）>

- ・継続して調教師を続けたいし、強い馬を育てたい。中央でも活躍できるようなスター馬も出したい。

<石川県調騎会（騎手）>

- ・赤字経営で、縮小均衡を図るだけの対策なら内部崩壊する。
- ・2～3年の事業計画を立て、資本注入をしてモチベーションを高めてほしい。それでも駄目なら、あきらめもつく。

<石川県きゅう務員共助会>

- ・何かのビジョンが示されないと不安である。
- ・赤字を食い止めるための関係者平等（主催者側も含めて）の努力が行われ、競馬が社会に役立つ娯楽であり続けることを望む。

<地元町内会>

- ・金沢競馬開催によるメリット（清掃や樹木管理に係る地元雇用、売店出店による営業収入など）が大きいことから、存

続を強く要望する。

(2) 今後のあり方（論点）

「金沢競馬の今後のあり方」に関しては、前述のとおり、競馬関係者から様々な意見が出されており、当検討委員会としては、それらの意見も斟酌し、「最終的とりまとめ」を行うにあたって、現段階での論点として、以下のとおり整理した。

- 1 地方競馬を行う最大の目的は、地方財政への寄与であり、過去においてはその目的を十分に果たしてきたが、社会情勢の変革等によって、現状では、その目的を果たせる状況になっていないこと。
- 2 主催者と競馬関係者の間で、今後の運営方針についての協議を行い、活性化に向けた数値目標等を定め、双方が一致団結して取り組むことが必要であること。
- 3 現状脱却には「基金」の有効活用も一つの手法と考えるが、活用にあたっては、将来に禍根を残さないよう十分な検討が必要であること。
- 4 特殊法人改革後の地方共同法人（現地方競馬全国協会）の組織・事業活動との連携も考慮に入れるべきであること。

(参考)

金沢競馬検討委員会における検討経過

開催回	開 催 日	検 討 事 項
第1回	平成17年6月6日	<ul style="list-style-type: none">・委員長の選任、検討委員会の進め方等・金沢競馬の概要と現状報告等
第2回	平成17年7月24日	<ul style="list-style-type: none">・現地調査及び意見交換
第3回	平成17年9月8日	<ul style="list-style-type: none">・講演・競馬関係者からの意見聴取
第4回	平成17年11月14日	<ul style="list-style-type: none">・「中間的なとりまとめ」のフレーム案の協議・新たな振興策、経営改善策等の意見交換・作業部会の設置
	平成17年12月19日	<ul style="list-style-type: none">・第1回作業部会の開催「中間的なとりまとめ(素案)」の協議・調整
	平成18年1月12日	<ul style="list-style-type: none">・第2回作業部会の開催「中間的なとりまとめ(素案)」の協議・調整
第5回	平成18年1月26日	<ul style="list-style-type: none">・新たな振興策、経営改善策等の協議・「中間的なとりまとめ(案)」に関する協議
第6回	平成18年3月 日	<ul style="list-style-type: none">・「中間的なとりまとめ(案)」の協議・決定